

令和四年第八回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年四月二十六日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第八回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第七回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案一件と事務局からの報告が八件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を

改正する規則

○渡部教育長 議案第三十号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、議案第三十号について説明いたします。

現行制度では、基準日前一か月以内に常勤職員等を退職し、引き続いて会計年度任用職員になった職員は、期末手当の取扱いにおいて、常勤職員として退職していただければ期末手当が支給されたにもかかわらず、引き続き会計年度任用職員になったために期末手当が支給されない可能性があるため、これを回避するために、規定の整備をさせていただきます。

具体的には、最後のページになりますが、一分の一と書かれた新旧対照表の改正前の第二条第二項第五号を削除することによってそうならないということ

で、改正したいと思っております。

なお、本件は、幼稚園教育職員の規則を改正するものでございますが、同様に、他の区職員及び会計年度任用職員の期末手当規則の改正が区長部局において実施されます。

施行日は、令和四年五月一日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和四年度川場移動教室について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いいたします。

○斉藤学務課長 それでは、令和四年度川場移動教室について御報告いたします。

まず、1、目的です。川場移動教室は、子どもたちが川場の自然や文化に触れ、集団生活と様々な体験活動を通じて、豊かな人間性を培うことを目的に、区立小学校五年生を対象に、授業の一環として昭和六十一年度より実施しております。

次に、2、川場村の空間放射線量の状況です。川場村内の空間放射線量は低

減傾向にあり、群馬県立県民健康科学大学杉野准教授による一泊二日で受ける外部被曝線量の試算結果では「健康に影響を及ぼす量ではない」との評価を受けております。

次に、3、移動教室の実施についてです。空間放射線量等の状況や専門家による線量評価結果などから、区長を本部長とする世田谷区放射線等対策本部において、移動教室を安全に実施できると判断したところでございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、感染症の防止策としてガイドラインを作成し、それに基づき、学校と連携しながら、今年度は昨年度に引き続き、一泊二日で実施してまいりたいと考えております。

なお、今後の感染拡大の状況により、国の緊急事態宣言が発令された場合には、実施の延期や中止の判断をしてまいりたいと考えております。

なお、昨年度の川場移動教室でございますが、緊急事態宣言の発出等もあり、幾つかの学校で日程変更を余儀なくされたところですが、年度内に全ての小学校で移動教室を実施いたしました。

別紙の令和四年度川場移動教室についてにつきましては、実施前に全区立小学校の五年生の家庭に配付し、移動教室に関する放射線や新型コロナウイルスに関する状況等について周知してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 川場移動教室の教育的な価値というのは大変大きいものだと私も思っておりますし、世田谷区と川場の関係が移動教室によって非常に深くつながれているって、それはまた別の意味での、とても重要な波及効果を示しているというふうに理解しております。

ただ、放射能の問題は、空間線量が安全だからもう大丈夫ですというと、間

違ったメッセージを流してしまうと思います。もう川場は全部大丈夫なんだというふうになってしまいがちだと思っています。空間線量は低減ですが、まだまだ森の中ですか、あるいは川の中であままっている土砂ですか、そういうところには線量の高いところが必ずあるはずなのです。なぜかというと、放射能というのは今回のコロナと違って、菌がいつかなくなるという話ではなくて、必ず残っています。それがただ分散をしている、それによって線量が下がっている、あるいは海に流れ出してしまうと線量が下がっているということにすぎないわけです。その辺をやはり子どもたちにもよく、また保護者にもよく理解できるようにきめ細かい対応はぜひ怠らないでいただきたいと思っていますのです。

と、申しますのは、今、国の方針として、ウクライナの戦争もあります。それから、いろいろなエネルギー費用の高騰もありますので、国全体としては、何となく原子力に向かっていて、また原子力の再稼働というものも含めた原子力発電所の新たな建設も含めた方向に、世界中がある意味では向かっているというようなことが言えるのかもしれませんが。

ただ、やはり放射能というものの性質が変わるわけではなくて、確かに、安全なものをつくることはできていく、その技術は向上していくかもしれませんが、放射能そのものの持っている性質というのは変わりません。それは人間がコントロールできない部分で変わらないという意味でもあるので、その辺は今後のエネルギーに対する教育的な指導の非常に重要なポイントにもなっていくと思います。世界中がこれで電気自動車になって、世界中がオール電化になったらそれがエコなのか、それがエコではないということ子どもたちに教えていく大変貴重な場でもありますので、その辺を、もう川場は安全だからもろもろ考えなくていいのです、今までどおりに戻しましょうではないような、レガシーとして何らかのものが残っていくような教育につなげていただい

るようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○斉藤学務課長 お話、承りました。今後も丁寧な学校長とも協力しながら、移動教室を実施していきたいと思っております。

○渡部教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に進みます。

(2)令和四年度の学級編制について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 それでは、令和四年度の学級編制について御報告いたします。

1の概要でございます。学級編制につきましては、国において平成二十三年度に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校第一学年の三十五人学級を、平成二十四年度に教員の加配により、小学校第二学年の三十五人学級を実施したところでございます。その後、令和三年四月一日より改正義務標準法が施行されまして、令和三年度は加配によらず、小学校第二学年の三十五人学級を実施いたしました。本年度は、小学校第三学年の三十五人学級を実施いたします。来年度以降も順に一学年ずつ移行いたしますして、令和七年度には全学年で三十五人学級となります。

一方、東京都教育委員会におきましては、都の独自施策として、中一ギャップ対応の教員加配を継続する形で、中学校第一学年について、三十五人以下学級に足りる教員加配の措置を実施するため、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準を一部改正し、平成二十五年四月一日から施行、令和四年度も継続することとしております。

次に、2、世田谷区教育委員会の対応状況でございます。1)小学校第一学年から第三学年につきましては、全校において三十五人による学級編制を行っております。

なお、補足して説明いたしますと、第三学年では、三十五人学級で編制したことにより、四十人学級で編制した場合に比べて、二十二学級増加しております。

2) 中学校第一学年につきましては、本年度は二十九校中十六校が教員加配の対象となりました。このうち六校が学級の分割により、三十五人以下での学級編制を行い、十校はティーム・ティーチングにより、授業を二名の教員が共同して担当し、指導することを選択しております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 昨今、教員が五十人ほど足りないとニュースで報道されていますけれども、世田谷区の場合は、この学級編制に関して、教員不足という問題は発生しておりませんか。

○毛利教育指導課長 先日、新聞報道もありましたが、昨年度文科省が発表した結果では、東京都はゼロで、世田谷区もゼロでした。今年度現在東京都では教員が、欠員が補充できていない状況がございまして、世田谷区も四校で欠員が生じております。現在、東京都に引き続き補充の要望を行うとともに、学校で教員を見つけられるようにということでの話もさせていただいております。このことに伴いまして、欠員が出ている学校については、少人数の担当教員等が担任に入りました、担任不在ということはないようにしております。

○中村委員 分かりました。

○鈴木委員 私からは、学級数が増えるということは、教室の数の問題が出てくると思うのですが、こちらは大丈夫なのかどうか、確認したいと思いません。

○齊藤学務課長 今年度の学級編制につきまして、教室数が不足しているとい

う事態は生じておりません。

○鈴木委員　それでは今後、これからもまた増えていきますよね。それに対しても大丈夫という認識なのででしょうか。

○青木教育環境課長　将来児童推計を見据えまして、今後設計、工事等を行います。必要な教室数を確保する予定としてございます。

○亀田委員　学級編制そのものではないのですけれども、小学校の教科担任制の加配が今年度からスタートしていますけれども、この進め方というのは、東京都、あるいは世田谷区の方針が決まっているようであれば教えていただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長　まず、教科担任制ですけれども、現在、下北沢小学校におきまして、東京都の推進校指定を受けまして、中学校の理科の教員を一名配置して、教科担任制の研究をしております。東京都全体に関しまして、国の教科担任制の加配についての拡充という話は今のところございません。

世田谷区におきましては、今の下北沢小が三年間の指定になっておりまして、今年度は二年目です。その成果を踏まえまして、今後、学校をどのよう
に支援をしていくのか、区の講師等の活用も含めて検討してまいりたいと思っております。

○亀田委員　理解いたしました。そうすると、区内ではまだ一校で、それが今後広がるかどうかはまだ未定という理解でよろしいですか。

○毛利教育指導課長　学校の教科担任制という制度そのものは、各学校の工夫の中で、教科の持ち寄りという形では実施している学校は幾つかございますけれども、やはり定数の改善がないとこれは学校の負担にはなっていくますので、引き続き国や都に要望していきたいと考えております。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想の一部見直しについて、本

件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想の一部見直しについて御報告させていただきます。

まず、1の主旨でございますが、砧小学校・砧幼稚園改築事業につきまして、記載しておりますこれまでの経緯等を含め、本年一月の文教常任委員会並びに本委員会において見直し検討状況を報告させていただき、敷地内にある擁壁整備手法の見直しとともに、医療的ケア児の幼稚園から小学校、新BOP学童クラブまで一貫して受け入れるモデル校に位置づけることとしました。このたび、基本構想の一部を見直し、改築する施設規模、概算事業費及びスケジュールを変更しましたので御報告するものでございます。

次に、2の計画概要でございますが、(1)の敷地概要は記載のとおりでございます。

(2)の建物概要の②延床面積は、小学校と幼稚園を合わせて、合計約一万二千平方メートルとなります。

なお、表の下に記載しておりますが、整備後の小学校の面積は、基本構想策定時においては八千七百六十平方メートルとしておりましたが、今回、約八千五百八十平方メートルに見直ししました。こちらは、特別支援学級等の面積を再精査した結果でございます。

次に、3の施設規模の考え方でございますが、(1)の砧小学校は、教室数は、普通教室を十九教室、ワークスペースを四教室の合計二十三教室とし、特別支援学級等で五教室分を想定しております。

①の普通教室ですが、二ページ目を御覧願います。表は、令和三年十二月時点の児童推計となりますが、本年四月六日時点の児童数とクラス数は五百名、十七クラスとなっております。近接する大蔵住宅の建て替えが令和九年度以降も計画されており、また、本校周辺の小学校が大規模化している状況からも、

今後の児童数の推計値が上回ることが想定されるため、普通教室は十九教室を確保する計画としました。

②のワークスペースですが、標準的な三教室に加え、医療的ケア児への対応を考慮し、合計四教室を確保してまいります。

③の特別支援学級等でございますが、すまいるルームや言語障害学級等を含め、五教室分を想定しております。

(2)の新BOP室は、記載のとおりでございます。

(3)の幼稚園は、医療的ケア児対応のモデル的取組みの一環を担う幼児教育・保育施設として、現時点においては、基本構想策定時の施設規模、約千四百四十平方メートルを想定しております。

(4)の医療的ケア児への対応でございますが、今年度に区立幼稚園及び小・中学校、新BOP学童クラブでの医療的ケア児の円滑な受入れに向けた検討を行うこととしております。その検討結果に基づいて必要な諸室面積や機能等を確保する必要があることから、今後改めて施設規模、概算事業費等の見直しを行い、基本設計に反映をしております。

4の概算経費でございますが、(1)の概算事業費は、設計や工事費等を含め、約六十八億五千万円となります。(2)の概算年間施設維持管理費は、記載のとおりでございます。

三ページ目を御覧願います。5のデザインビルド方式についてでございますが、(1)の事業者選定につきましては、学識経験者等を含めた審査委員会を設置し、公募型プロポーザルによって事業者を決定してまいります。審査に当たりましては、概算事業費六十八億五千万円から仮設校舎・園舎経費を除いた額、六十五億五千万円を提案上限価格に設定してまいります。

(2)の契約方法は記載のとおりでございます。

最後に、6の事業スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

が、竣工は令和十三年から令和十四年度を想定してございます。

最後の四ページ目は、配置図等となつてございますので、後ほど御確認願います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)世田谷区立小・中学校、児童・生徒及び教職員のICT活用に関する実態調査について、本件に関して、滝上教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○滝上教育研究・研修課長 私より、世田谷区立小・中学校、児童・生徒及び教職員のICT活用に関する実態調査について、御報告いたします。

1、主旨は、ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画に基づいて実施をしました本区の児童・生徒、教職員のICT操作スキル、またICTの活用状況に関する実態調査の報告になります。

2、調査概要につきましては、記載のとおりです。調査の回答におきましては、「できる」、「ほぼできる」、「とても思う」、「思う」を肯定的な回答として捉え、結果をまとめております。

3、調査結果になります。二ページを御覧ください。ICTの操作スキルに関する質問です。iPadの使い方に関しましては、小学校二年生以上において肯定的に回答する児童の割合が七〇%以上となっております。特徴的なものとして囲みをつけております部分で、一・二年生から、画面をタッチして文字を打ったり、写真や動画を使って学習を進めたりするなど、操作スキルが着実

に定着している状況が分かります。

三ページを御覧ください。中学校におきましては、ほとんどの質問において、肯定的な回答の生徒の割合が高くなっており、

四ページを御覧ください。教職員の実態調査につきましては、令和二年度にも実施しており、その結果も表の右側に載せております。令和二年度の実態調査と比較しまして、肯定的な回答の割合が高くなっております。その中で、質問3の⑬「ビデオ会議中にグループディスカッションを取り入れる」については、肯定的な回答の割合が低いため、今後、その操作方法や授業の中で効果的な取り入れ方について周知してまいります。

五ページを御覧ください。ICTの活用状況になります。小学校におきましては、i P a dの学びやすさに関する質問において囲みをつけております。

「自分にあったペースで学びやすくなると思いますか」の質問に九〇%以上の児童が肯定的に回答しております。i P a dを活用することで、学習の内容の理解が深まったり、主体的に学習に取り組めるようになったりしたことを実感している児童が多い状況です。

六ページを御覧ください。中学校につきましては、質問4、i P a dを使って「友だちと学び合うこと」に関する質問において、九〇%近くの生徒が肯定的に回答しております。互いの考えを伝えやすくなったり、協力して学習を進めたりすることができるようになったと感じております。

七ページを御覧ください。教職員のICTの活用状況において、質問1、オンライン授業の運営に関する質問において囲みをつけている部分です。令和二年度と比較しまして、肯定的な回答の割合がとて高くなっております。オンライン授業の機会が増えたことも相まって、教職員も授業配信にビデオ会議を取り入れるなど、工夫してオンライン授業を実施していることが分かります。

今後の取組みですが、現在、各校に配置しているICT支援員による操作支

援、また、ICTの活用に関する研修の充実に努めてまいりたいと思います。

ICT活用に関する優れた実践を広く紹介していくなど、児童・生徒、教職員のICTに係る操作スキル、活用力をさらに高めてまいります。

報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 個別最適化について、改めて少し申し上げたいと思います。

ICT活用について、今の国の一連の動きは、出発点は個別最適化に向けたICTの活用だったわけです。ただ、個別最適化が強調され過ぎた部分もあったために、今は個別最適化と協働的な学びの組み合わせとなっています。すなわち、協働的な学びも、もちろんICTを活用すればより効果的になるものの、ICT活用の意義というか、個別最適化についてはICTを活用することで初めて実現できるものと考えます。つまり、これからの社会全体の多様化に応じて個別最適な学びを実現するために、今回、巨額の費用とコストをかけてタブレットが導入されたということになります。もちろん、個別最適化と協働的な学びは対立するものではなくて、組み合わせてお子さんたちに教育をすることが、お子さんたちの力を伸ばすということになると思いますし、これからもそうしていただければと思っています。

そうした観点で見ると、これまでの事務局からの幾つかの実践報告などを伺っていますと、協働的な学びのほうにむしろ重点が置かれていて、個別最適化の要素がやや不足しているのではないかと思っております。実際、今日御報告いただいたこのアンケートも、五ページ、六ページを拝見すると、質問4で学び合いということ⑦、⑧、⑨とあって、個別最適の部分⑤は、質問3の⑤と、一つだけになっています。一方で、やはり実際、質問3と質問4のお子さんの回答を見ると、この質問3の⑤が小学校も中学校も、僅かな差ではありますけ

れども高いということなので、やはりICT活用の意義は、個別最適な部分にむしろあるのではないかと考えられます。

そこで、今後のお願いとしては、個別最適といった場合、恐らく幾つかの段階があつて、ここで書かれているような自分のペースの話なのか、あるいは、学習の素材とか教材とかテーマといった学習方法の話なのか、あるいは学習内容なのか、個別最適のレベルも恐らくいろいろあるのだろうと思います。私としては、今申し上げた学習内容の選択まで、ぜひこれから進んでいただきたいと思っておりますけれども、そこは学校の状況やお子さんの状況、あるいは学年に応じてどのように個別最適な学びを学校、授業の中で取り入れるのがよいかということ、ぜひ事務局に主導いただいて、研究校での実践ですとか、あるいは実践事例の分析などを今年度行つていただいて、その成果を区内各学校に普及していただければと思います。いかがでしょうか。

○滝上教育研究・研修課長 委員のおっしゃった個別最適な学びのレベルの程度の状況につきまして、現在も、今年度研究指定校がありますので、実践の状況を詳細に把握いたしました。個別最適な学び、そして、協働的な学び、ICTの活用が学びの充実を生むように、子どもたちが主体的に学習に取り組める力がさらに促進するように、状況を把握して御報告したいと思えます。

○亀田委員 今おっしゃっていただいた方向で進んでいただければと思います。

私としては、先ほど申し上げたように、授業における学習の多様化、個別化というのが世田谷らしいというか、世田谷が前に進んでいける環境にあると思っておりますので、そうした世田谷の強みを生かしていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5) 区立幼稚園及び小・中学校、新BOP学童クラブでの医療的ケア児の円

滑な受け入れに向けた検討について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私から、区立幼稚園及び小・中学校、新ＢＯＰ学童クラブでの医療的ケア児の円滑な受け入れに向けた検討について御報告申し上げます。

それでは、資料、１の主旨を御覧ください。本件は、令和三年九月の医療的ケア児支援法の施行や区立砧小学校・砧幼稚園の改築に合わせた医療的ケア児に対応したモデル的取組みの実施を踏まえまして、区立幼稚園及び小・中学校、新ＢＯＰ学童クラブの円滑な受け入れに向けた検討を今後進めていく旨を報告するものでございます。

次に、資料の２でございますが、検討に当たりましては、障害福祉部が所管する医療的ケア連絡協議会の小委員会に、区立学校等での円滑な受け入れに関する作業部会を設置しまして、受け入れに向けた課題抽出や取組みの方向性について検討を進めてまいります。

作業部会の構成につきましては、(1)に記載のとおり、障害福祉部、子ども・若者部、保育部、教育委員会の関係所管課となります。

(2)の主な検討項目につきましては、区立幼稚園、小・中学校、新ＢＯＰ学童クラブでの受け入れ体制、医療的ケア児の受け入れに関する相談体制、就学前から卒業後までの一貫した支援を想定しており、各項目において想定される具体的な内容については記載のとおりとなっておりますが、状況に応じまして、記載の内容以外についても検討を進めていく予定でございます。

なお、検討結果につきましては、医療的ケア児の支援に向けた具体的な取組みにつなげていくとともに、来年度以降も継続的に検討を進め、支援の充実を図ってまいります。

また、あわせて、検討結果につきましては、先ほど教育環境課から報告があ

つたとおり、区立砧小学校・砧幼稚園改築事業の基本設計時に必要な機能等を反映してまいります。

最後に、3の今後のスケジュールでございます。五月より適宜、作業部会により検討会を開催しまして、八月及び二月に開催予定の医療的ケア連絡協議会で検討状況を報告するとともに、令和五年二月の本委員会においても検討状況を報告する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)令和四年度の部活動支援の取組みについて、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、令和四年度の部活動支援の取組みについて御報告いたします。

1、主旨でございます。区立中学校の部活動に関わる人材の支援として、区では世田谷区立中学校部活動支援員の設置及び活動に関する要綱に基づき、地域人材等が部活動支援員として活動する取組みを行っております。また、文部科学省発出の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が令和五年度から全国展開されることに伴い、技術指導が行える人材をさらに多く確保する必要があると考えております。令和四年度については次のような取組みを進めてまいります。

2、支援の内容です。初めに、部活動支援員マッチング業務委託です。この事業は、事業者が学校の要望に沿った人材の紹介を行い、学校が委嘱した支援

員に年度を超え継続した部活動支援を行っていたたくものです。令和三年度は水泳、卓球、バスケットボール等の部活で、十件のマッチングが実現しました。ここで決定した支援員は、今後も年度を超え継続して支援を行ってまいります。令和四年度には新たに事業者を公開型プロポーザルにより決定し、さらに十件のマッチングを行う予定です。経費は記載のとおりでございます。

裏のページを御覧ください。(2)大学生による世田谷区部活動支援員への協力です。区内の大学等と連携し、大学生ボランティアが区立幼稚園、小・中学校の学校運営や行事等への支援を行う学生派遣事業を進めており、ここから部活動支援につながるケースもございます。今後は周知や依頼に力を入れ、協力の拡大を図ってまいります。

(3)一般財団法人東京学校支援機構のサポーターバンクの活用です。東京都教育委員会が設立した機関が人材情報を提供するサポーターバンクですが、区では、学校生活サポーターの確保を中心に活用を行っております。

また、(4)世田谷区スポーツ振興財団のスポ・レクネットの活用です。学校部活動等の安定した継続を目的に、学校等からの要請に応じ指導員を紹介する世田谷区スポーツ振興財団の取組みです。これらのサポーターバンク、スポ・レクネットを活用し、部活動支援員となる人材を確保できるよう周知を広げてまいります。

(5)その他です。以上の取組みに加えまして、令和四年度は民間事業者を活用した部活動への技術指導者の支援など、新たな手法について検討を進めてまいります。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 (5)に関わるところですけれども、今、国のほうでスポーツ庁か

らいずれ発表があるようですけれども、要は部活動の地域移行というか、それが推進されています。今後、世田谷区としてそちらをどのように考えていくのか。この(5)の手法もあるのかもしれませんが、それも含めた、今後の世田谷区の部活動の地域移行に関する方向性というものを伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 (5)のその他につきましては、新たな手法で、民間事業者が支援指導する方を派遣するような事業も出てきてまいりましたので、そのあたりを検討していくというものでございます。御質問の方針につきましては、今後の国の動きなども注視しながら、部をまたがって、幅広い視点から区を目指す方向性を定めていきたいと考えております。

○中村委員 よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)梅丘図書館改築に向けた取組みについて、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 梅丘図書館改築に向けた取組みについて御報告いたします。

1の主旨です。新型コロナウイルス感染症に伴う全庁的な緊急見直しにより工事が先送りになっていた梅丘図書館の改築について、令和五年度の工事着工に向けて、設計の一部変更や代替施設の検討などを今後の取組みについて報告するものです。

2、梅丘図書館改築の概要です。(1)敷地・建物の概要については、記載のとおりでございます。

(2)施設の特徴等です。羽根木公園内に立地する緑豊かな環境や、障害者サービスやおはなし会等のボランティア活動が活発に行われているような特色を踏まえて、子どもから高齢者まで、幅広い世代での利用者のくつろぎやにぎわ

いの場合と、知の拠点である学びの場を融合した「公園の自然とまちがつながる図書館づくり」を進めてまいります。

なお、平成二十八年度に策定した梅丘図書館改築基本構想の基本方針は、①から⑤の記載のとおりでございます。

別紙として、実施設計当時の敷地、建物の詳細について記載しておりますので、御覧いただけますでしょうか。まず、一枚目が案内図でございます。裏面に、別紙として、一階から三階の平面図のイメージを記載してございます。一階の平面図でございますが、カフェエリアということで、自由に飲食しながら読書を楽しめる空間を創出するというところでありますとか、ワークショップとということで、地域ボランティア等の活動場所、また、こういったスペースを確保するために、全体の蔵書数を維持しながら、蔵書資料を収納する閉架書庫とといった空間も考えてございます。

二階の平面図でございます。こちらでございますが、基本的な図書館サービス等を基本としながらも、カウンターは図書の貸出し、返却はICタグ関連機器を最大限活用しまして、総合案内及びレファレンス中心というものを考えてございます。また、地域資料コーナーの充実や閲覧席の充実などを工夫しているとところでございます。

その次のページでございますが、三階の平面図ということで、三階から羽根木公園と直接つながるブリッジがございまして、利用者の利便性向上を図ってございます。また、子どもコーナーの充実、また、それ以外の幅広い世代ということでフリースペースを設け、多目的室等でイベント等の活用なども考えてまいりたいと思っております。

また、次のページは、外観のイメージということですので、御覧いただければと思います。

かがみ文の裏面にお戻りいただきまして、3として、改築に向けた取組みに

ついででございます。設計の一部変更ということで、新型コロナウイルス感染症に対応したソーシャルスタンス等の対応や、また、図書館DXの推進などの課題に対応するために、設計の一部変更を実施してまいります。

なお、改築後の新たな運営に向けては、説明会やワークショップの実施など、利用者や区民の意見を取り入れながら進めてまいります。

(2)として、代替施設の検討です。工事の期間中には、梅丘図書館の代替施設、いわゆる仮事務所を設置して運営してまいります。①所在地は記載のとおりです。②サービスの方向性ということで、資料の貸出し、返却などの図書館カウンター業務が中心となりますが、ボランティア活動を可能な限り実施していくとか、また、梅丘図書館の資料につきまして、倉庫の活用も想定はしておりますが、梅丘図書館に限定して所蔵する資料については貸出しも可能にできるようにということで検討してまいります。

4の経費については、記載のとおりです。

5、今後のスケジュールについても、記載のとおりでございますが、令和五年六月ぐらいから梅丘図書館の改築工事に着工いたしましたして、令和七年夏頃に改築後の梅丘図書館開設を目指しまして、取り組んでまいるところです。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 一点だけ、一枚目の2の(2)に記載のある障害者サービスとは具体的にどんなことをされているか、もしお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

○會田中央図書館長 図書館で障害者サービスといいますと、例えば、視覚障害者に対する対面朗読でありますとか、点字、その他デイジー図書等の充実でありますとか、そういったことが主にございます。また、プラスアルファとし

では、マルチメディアデイジーとか、ICTを活用したのも最近では少しずつ取り組んでいるというところがございます。

特に、梅丘図書館につきましては、対面朗読等のボランティア団体等も活動しておりますので、そういった活動拠点もつくればと考えているところです。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長　それでは、令和四年五月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますが、五月十日に第九回教育委員会定例会、二十四日に第十回教育委員会定例会が予定されてございます。次ページ以降にその他各課の詳細な行事予定表をおつけしてございますので、後ほど御覧いただき、御確認いただければと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、変更となる可能性がございますので、あらかじめ御承知おきをお願いしたいと存じます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　(9)その他の連絡事項等はないですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

追加日程は、個人情報、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際に、退出した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、粟井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、加野生涯学習・地域学校連携課長、書記の大野教育総務課調整係長が出席です。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時四十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時五十五分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、五月十日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして令和四年第八回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十六分閉会